裁量ペナルティー（DP） ポリシー

(1) プロテスト委員会が、違反に対するペナルティーを決定する裁量がある場合、そのペナルティーはゼロ点から DNE（失格）の範囲まである。ペナルティーの裁定において、プロテスト委員会はこの文書を手引きとする。

(2) 裁量ペナルティーは、標準的なペナルティーの単なる一覧ではない。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、正当な理由づけをされ調整される。全体的な考え方は、特定される違反に対するペナルティーの基点を制定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものである。

(3) ペナルティーを示す基点は、添付する2つの表にリストされている。通常の特定された違反に対する基点となるバンド、および特定された違反がリスト上にない場合に用いられる一般的質問に対する解答、を示している。特定された違反（SPECIFIC BREACHES）に対しペナルティーの範囲が示されている場合、特定された違反のバンドを裁定するための一般的質問（GENERAL QUESTIONS）を用いること。

(4) ペナルティーは次の 4 つのバンドに分けられ、通常基点となるペナルティーを中点とする:

バンド 1 – 00 - 10% (中点 5%)
バンド 2 – 10 - 30% (中点 20%)
バンド 3 – 30 - 70% (中点 50%)
バンド 4 – DSQ/DNE （基点は DSQ）

(5) 初めに、下記の表を用いて、どのバンドを適用するかを決定する。決定したバンドの中点をペナルティーの基点とする。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンド内かバンドの変更が必要か否かを決定する。

(6) 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがある。

1. 違反は偶発的であったか？
2. 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか？
3. 違反は競技者自らによってプロテスト委員会に申し出たか？
4. その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか？

(7) 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがある。

1. 違反は繰り返されたか？
2. 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
3. 違反を隠そうとする何らかの意図があったか？
4. 誰かに迷惑をかけたか？

(8) プロテスト委員会は、ペナルティーの増減をする場合、裁定するためその他の質問を用いることができる。

(9) ペナルティーの計算と適用

- 裁量ペナルティーは、艇の得点を RET や DSQ の得点より悪くしなくてよい。
- パーセンテージ・ペナルティーは、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- 違反がレースの性能に影響した場合、ペナルティーはその日帆走した全てのレースに課せられる、ただし抗議が全てのレースに有効な場合に限る。
- 違反がレースの性能に影響していなく、特に管理上大きな場合、RRS64.1 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近くで帆走したレースに課される。

(10) 裁量ペナルティーを適用する判決文を記述する場合、次の記述を含める。

- 裁量ペナルティー・ガイドに基づき、ペナルティーの出発点を XX%と決定した。
- ●●であるので、「ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。
- ●●であるので、「ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。
- 適用するペナルティーを、[その日のすべてのレース]または[レース番号 yy]に XX%適用する。

表 1　裁量ペナルティーの基点となるペナルティー・バンド
（通常　基点となるペナルティーはバンドの中点とする）

レース名	シアトルカップレース 2024	開催期日	2024.09.14-15
日付	2024.09.08	プロテスト委員長	秋田　和慶

特定された違反（SPECIFIC BREACHES） ・特定された違反がリストにないか、バンドの範囲が示されている場合、表 2 を参照 ・DPは、特定された違反に対し認められる		バンド
帆走指示書/ レース公示/項番		
~~NoR 3-1) （艇長会議）~~	~~①　艇長会議に出席しなかった艇。~~	~~2-4~~
NoR 14 （支援者船）	①支援者船から支援を受けた。	1-2
NoR 17 （潜水用具とプラスチック・プール）	①　潜水用具やプラスチック・プールを使用した。）	1-2
SI 9 （出艇申告）	①　指示時間内に、②所定の用紙に、・・・すべて／いずれかがなされていなかった	1-2
SI 10 （海上でのエントリー）	①　指示時間内に、②指示された方法で、・・・すべて／いずれかがなされていなかった	1-2
SI 14 （帰着申告）	①　指示時間内に、②指示された方法で、・・・すべて／いずれかがなされていなかった	1-2
SI 14-2 （リタイア）	①　尤もな理由なくリタイアをレース委員会に伝えなかった ②　リタイアを伝えたが適切な時間ではなかった ③　捜索が発動した	2-4 1-2 4
SI 19-1, NoR 18-2 （個人用浮揚用具）	①　個人用浮揚用具を着用していなかった ②　SI で規定された個人用浮揚用具を着用していなかった ③　着用していたがすべての着衣の上に装着していなかった	4 2-4 2-4
SI 19-2, NoR 18 （携帯電話）	①　携帯電話を携行しなかった ②　2 台以上の携帯電話を携行しなかった	3 1

SI 22, NoR 16 （上架の制限と泊地）	①　各艇の最初のスタート後から最終レースまでの間に上架した ②　定められた場所に係留しなかった	2-4 1-2
SI 23, NoR 3-2 （無線の使用）	①　緊急の場合を除き、VHF 無線 CH72 を受信以外に使用した。	1-2

表 2　一般的質問

一般的質問 （GENERAL QUESTIONS） **上記表1に「特定された違反」がない場合、または上記の表で 1 つ以上のバンドが示されている場合に、使用する**	**バンド**
違反が安全性を危うくする可能性があったか？	
危うくする可能性はなかった 危うくする可能性はあったが、度合は確かではない 危うくした	1 2-3 4
艇は、競技上の有利を得た可能性があったか？	
有利を得なかった一可能性はなかった 有利を得る可能性はあったが、順位に影響するほどではなかった、（または得たか否か明らかではない） フィニッシュ順位に影響したのはほぼ確実である	1 2-3 4
違反がスポーツの名誉を傷つける可能性があったか？ （注：プロテスト委員会は、スポーツの名誉を傷つける行為があったとみなした場合、たとえ他の規則が適用されない場合でも、規則 69 に基づく審問召集を検討しなければならない）	
なかった 懸念されるが、度合は確かではない。 あった。	1 2-3 4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
引き起こす可能性はなかった 引き起こす可能性はあったが、度合は確かではない 引き起こした	1 2-3 4